

クーポンでお得に、おいしい未来を守ろう！

フードロス クーポン ミニアプリ 参加店舗募集！

フードロスクーポンミニアプリとは？

食品ロスは、まだ食べられるのに捨てられてしまう、もったいない食品のこと。

食品ロスを減らすため、デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」に新しい機能「フードロスクーポンミニアプリ」が生まれました。2025年1月から、県が実証実験を行っています。フードロスクーポンミニアプリでは、食品ロスを減らすためのクーポンを発行できるほか、環境にやさしい取組みを行っているお店として、広くPRすることができます。この実証実験に参加いただけるお店を募集しています！

募集告知

参加条件

- ① 食品を取り扱う事業者であって、食品ロス削減に取り組む意思があること
- ② **2025年3月まで**:石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町にお店があること
2025年4月から:宮城県内にお店があること
(期間前の応募も受け付けます。)
その他の条件は、裏面をご覧ください。

宮城県公式HP
フードロスクーポン
ミニアプリについて



応募先

宮城県公式HPから
お申し込みください。

ポケットサインアプリとは？

マイナンバーカードに登録された氏名や住所などの情報による本人確認の機能を、災害時の避難や買い物などのさまざまな場面で応用し、皆さんの生活をより快適にするデジタル身分証アプリです。災害時には、避難指示などの情報の受信や、二次元コードによる避難所受け付けを行うことができ、平常時には、健康管理や買い物でのポイント利用など、日常生活に役立つサービスを利用できます。

お問い合わせ

<フードロスクーポンミニアプリについて> 宮城県 環境生活部 循環型社会推進課

MAIL junkanr@pref.miyagi.lg.jp TEL 022-211-2649

※土日祝、年末年始を除く8:30~17:15まで受付 ※返信に時間を要することがありますので予めご了承ください。

<ポケットサインアプリの使い方、ダウンロードの仕方について>

TEL 0120-110-009

※祝日と年末年始を除く10:00~17:00まで受付(2025年3月28日まで)

申込時の注意事項

事業期間等

① 先行実証

実証期間 令和7年1月15日(水)から令和7年3月31日(月)まで

対象

石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町に所在する店舗

② 全県実証

実証期間 令和7年4月1日(火)から当分の間

対象

宮城県内に所在する店舗
(①の参加店舗は自動継続です。)

申込受付期間

令和7年1月15日(水)から当分の間
24時間いつでも申込可能です。
(県の対応は平日の日中に行います。)

参加費用

なし
(参加登録、クーポン発行等の費用はかかりません。)

その他

インターネットが利用できるパソコン
又はスマートフォンが必要です。

参加申込について

申込単位

申込は店舗ごとに実施してください。
(複数の店舗を持つ事業者は、店舗リストの添付により一括申請も可能です。)

【管理画面のログインID、QRコードの発行単位】

本事業では、事業者はパソコン又はスマートフォンでインターネットの管理画面にアクセスして、クーポン発行などを行います。管理画面にログインするためのIDについては、店舗ごとに発行します。

また、利用者は店舗に設置されたQRコードをアプリで読み取り、クーポンを利用します。

このQRコードも店舗ごとに発行します。
(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

申込後の流れ

申込後、県が参加店舗として登録を行います。
登録が完了しましたら、参加店舗にログインID、操作マニュアル、QRコード貼付け台紙等を送付します。

QRコードは各店舗に割り当てられたインターネットの管理画面から印刷できますので、印刷後、台紙に貼り付けて店舗に設置してください。(印刷せず、パソコン・スマートフォンの画面に表示したものを利用者に提示しても差し支えありません。)

管理画面の操作方法

宮城県公式HPをご覧ください。
申込もこちら

宮城県公式HP
フードロスクーポン
ミニアプリについて



参加店の責務

参加店は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 「フードロスクーポン」実証事業実施要領を確認して事業の趣旨を理解し、要件を遵守すること。
- (2) 配布された掲出物等をわかりやすい場所に掲示し、参加店舗であることを明示すること。
- (3) クーポンは食品ロス削減の目的で発行すること。
- (4) クーポン利用時、利用者のスマートフォン画面に「店舗名」、「割引額又は割引率」、「利用枚数」が表示されます。この際、必ず自分の店舗名が表示されていることを確認すること。なお、利用者に不正使用の疑いがあるときは、利用を拒否すること。
- (5) 県からの確認や指示(立ち入り検査への対応を含む)に、誠意をもって対応すること。
- (6) 登録内容に変更が生じた場合は、県へ速やかに連絡すること。
- (7) 事業の実施に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、参加店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めること。
- (8) 事業終了後、本事業に関するアンケート調査に協力すること。

なお、以下に該当する場合、参加店舗登録の取消を行う場合があります。

- (1) 登録申請内容に虚偽、不備及び不正等があった場合
- (2) 公序良俗に反する営業を行っている実態が認められた場合
- (3) 本事業に関する要領及び要項に違反する行為が認められた場合
- (4) その他の事情により、県が登録取消を要すると判断した場合